

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	福岡財務支局長	
【提出日】	平成30年 2月28日	
【会社名】	株式会社ヤマウ	
【英訳名】	YAMAU CO.,LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小嶺 啓藏	
【本店の所在の場所】	福岡市早良区東入部五丁目15番7号	
【電話番号】	092(872)3301	
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 中村 和義	
【最寄りの連絡場所】	福岡市早良区東入部五丁目15番7号	
【電話番号】	092(872)3301	
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 中村 和義	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	432,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	800,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成30年2月28日(水)に開催された取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分(以下「本自己株式処分」という。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	800,000株	432,000,000	
一般募集			
計(総発行株式)	800,000株	432,000,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
540		100株	平成30年3月16日(金)		平成30年3月16日(金)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込みの方法は、割当先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、
4. 払込期日までに後述の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本有価証券届出書に係る第三者割当は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ヤマウ 人事総務部	福岡市早良区東入部五丁目15番7号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社福岡銀行 本店	福岡市中央区天神二丁目13番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
432,000,000	3,000,000	429,000,000

(注) 1. 新規発行による手取金とは、本有価証券届出書においては本自己株式処分による手取金であります。

2. 発行諸費用の概算額の内訳はアドバイザー手数料・書類作成費用等の概算であり、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分については、「割当予定先の選定理由」に記載のとおり、取引先との更なる関係強化並びに自己資本の拡充を目的としており、設備拡充等を直接の目的とした資金調達ではありません。差引手取概算額については、全額を平成30年4月から9月頃までの新規型株投資等に伴う支払手形決済等諸費用支払や長期借入金の返済資金として充当する予定であります。なお、実際の支払までは、当社銀行口座にて管理を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

名称	株式会社麻生	
本店の所在地	福岡県飯塚市芳雄町7番18号	
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第56期 (自平成28年4月1日至平成29年3月31日) 平成29年6月29日 福岡財務支局長に提出 (半期報告書) 事業年度第57期中 (自平成29年4月1日至平成29年9月30日) 平成29年12月25日 福岡財務支局長に提出	
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	当該会社の関係会社が製造する主要原材料を商社を通じ仕入れております。	

(注) 上記は、平成30年2月28日現在におけるものであります。

名称	株式会社トクヤマ	
本店の所在地	山口県周南市御影町1番1号	
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第153期 (自平成28年4月1日至平成29年3月31日) 平成29年6月26日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第154期第1四半期 (自平成29年4月1日至平成29年6月30日) 平成29年8月9日 関東財務局長に提出 事業年度第154期第2四半期 (自平成29年7月1日至平成29年9月30日) 平成29年11月8日 関東財務局長に提出 事業年度第154期第3四半期 (自平成29年10月1日至平成29年12月31日) 平成30年2月9日 関東財務局長に提出	
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	当該会社が製造する主要原材料を商社を通じ仕入れております。	

(注) 上記は、平成30年2月28日現在におけるものであります。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、コンクリート製品製造・販売を主たる事業とし、九州一円に事業展開して営業基盤を築いておりますが、その主要市場である九州圏内の建設市場は、中・長期的には公共投資の縮小により漸減する方向であることに加え、公共投資が耐震、老朽化対策などの既存インフラの維持管理や防災減災対策へシフトしているなど楽観できない状況が想定されております。

そのような中、当社が将来に向け持続的発展を図るためには、取引先との更なる関係強化並びに平成29年3月16日付で実施した「第1回優先株式」の取得、消却により毀損した自己資本の早期回復が不可欠であるとの結論に至り、それらを目的として自己株式を割当ての方針に至りました。

その方針の元、当社の製品製造に係る主要原材料であるセメントの仕入れに関し、過去の厳しい状況下であっても継続的に永年取引を続けていただいた上記2法人に対して当該自己株式の引受について交渉を行い、同意を頂いたことにより本自己株式処分を行うことを決定いたしました。

(3) 割り当てようとする株式の数

割当予定先	種類	割当予定株式数	払込予定金額(円)
株式会社麻生	当社普通株式	400,000株	216,000,000
株式会社トクヤマ	当社普通株式	400,000株	216,000,000
合計		800,000株	432,000,000

(4) 株券等の保有方針

当社は、各割当先に、本自己株式処分により取得した株式を長期的に保有する方針であることを確認しております。また、当社は、各割当予定先に対して払込期日から2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び譲渡株式数等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告に基づく報告を株式会社東京証券取引所に行い、当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、割当予定先から確約書を取得する予定であります。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である株式会社麻生については、直近の半期報告書(平成29年12月25日提出)における財務諸表により、株式会社トクヤマについては、直近の四半期報告書(平成30年2月9日提出)における財務諸表により、本自己株式処分に係る払込に必要かつ十分な現金及び預金が確保されていることを確認しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社麻生は、同社WEBサイトで公表しているグループ行動基準のとおり、反社会的行為への関与の禁止を徹底されている企業であります。当社は、本自己株式処分の払込期日時点で予定されている株式会社麻生の役員もしくは子会社または株式会社麻生の主要株主が反社会的勢力等でないこと及び反社会勢力等と何ら関係を有していないか、第三者調査機関へ調査依頼を行い、関係性を確定できる事実は確認されなかった旨の報告を受けております。さらに、直接のヒアリング及びインターネット上に掲載のある情報を分析するなどして調査を行い、株式会社麻生の役員もしくは子会社または株式会社麻生の主要株主が反社会的勢力とは一切関係ないものと判断しております。

また、株式会社トクヤマは、東京証券取引所第一部上場会社であり、会社の経歴、役員、主要株主等について広く公表している企業であります。当社は、株式会社トクヤマが東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書の内容から、株式会社トクヤマ及び同社役員もしくは子会社または株式会社トクヤマの主要株主が反社会的勢力とは一切関係ないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

処分価格につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」という。)の直近日(平成30年2月27日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値540円としております。

この処分価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(以下、「本指針」という。)を基準として決定しており、一時的な株価変動等特殊要因がない限りは算定根拠としては客観性が高く合理的なものであり、かつ、特に有利な処分価格には該当しないものと判断しております。

なお、当該処分価格は、本取締役会決議日の直前1カ月間(平成30年1月26日から平成30年2月27日)の終値の平均値である515円(円未満切捨て)に対しては、4.85%のプレミアム、同3カ月間(平成29年11月26日から平成30年2月27日)の終値の平均値である518円(円未満切捨て)に対しては、4.25%のプレミアム、同6カ月間(平成29年8月26日から平成30年2月27日)の終値の平均値である488円(円未満切捨て)に対しては、10.66%のプレミアムであります。

また、取締役会に出席した監査役3名(うち社外監査役2名)全員からも、当該処分価格は合理的と考えられる算定根拠により決定され、本指針にも準拠していることから、特に有利な処分価格には該当せず適法である旨の意見を得ております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模に合理性があると判断した根拠

本自己株式処分により、株式会社麻生及び株式会社トクヤマに対して割当てる株式数は800,000株であり、本自己株式処分前の当社普通株式の発行済株式総数6,306,000株の12.68%(総議決権数52,974個に対する割合15.1%)に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら、当社といたしましては、本自己株式処分により、各割当予定先との資本関係を構築し、信頼関係を強固にすることができることに加え、本自己株式処分により調達する資金を、新規型枠投資や借入金の返済に充当することで、更なる事業基盤の強化・安定を図れると判断しており、当社の企業価値向上に繋がるものと考えております。したがって、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合
福岡商事株式会社	福岡市中央区大名 2 - 2 - 26	880	16.6%	880	14.4%
株式会社麻生	福岡県飯塚市芳雄町 7 - 18			400	6.5%
株式会社トクヤマ	山口県周南市御影町 1 - 1			400	6.5%
明治安田生命保険相互会社	千代田区丸の内 2 - 1 - 1	325	6.1%	325	5.3%
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神 2 - 13 - 1	222	4.1%	222	3.6%
株式会社鹿児島銀行	鹿児島市金生町 6 - 6	195	3.6%	195	3.2%
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前 3 - 3 - 1	160	3.0%	160	2.6%
株式会社佐賀銀行	佐賀市唐人 2 - 7 - 20	130	2.4%	130	2.1%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木 1 - 6 - 1	119	2.2%	119	1.9%
ヤマウ従業員持株会	福岡市早良区東入部 5 - 15 - 7	114	2.1%	114	1.8%
計		2,146	40.5%	2,946	48.3%

(注) 1. 平成29年12月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年12月31日現在の総議決権数に、本自己株式処分(処分株式数800,000株)により増加する議決権数を加えて算出した数値であります。

3. 上記のほか、当社所有の自己株式1,007,720株(平成30年2月28日現在)は、本自己株式処分後207,720株になります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第60期有価証券報告書及び第61期第3四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以降本有価証券届出書提出日(平成30年2月28日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成30年2月28日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」の第60期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成30年2月28日)までに、以下の臨時報告書を福岡財務支局長に提出しております。

平成29年6月30日提出の臨時報告書

1 [提出理由]

当社は、平成29年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月

平成29年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

(1) 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

普通株式1株につき金6円 総額31,793,568円

(2) 効力発生日

平成29年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、事業目的の追加をするものであります。

- (2) 周知性の向上及び手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せて事故等やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。
- (3) 平成29年3月16日付で買受及び優先株主による取得請求権の行使に伴い保有していた第1回優先株式の全部(200万株)の消却を実施いたしました。このため、発行可能株式総数から、消却株式数相当を減ずるとともに、第1回優先株式に関する規定を削除するものであります。
- (4) 経営体制の強化・充実を図るため、役付取締役として取締役相談役を新設するものであります。
- (5) その他、上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役9名選任の件

権藤勇夫、中村健一郎、小嶺啓藏、伊佐寿起、徳安正範、迫田孝、野涯卓也、中村和義及び吉岡東を取締役に選任するものであります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

任期満了により取締役を退任する村山典隆に対し、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可否要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	3,618	13	0	(注)1	可決 99.64
第2号議案 定款一部変更の件	3,617	14	0	(注)2	可決 99.61
第3号議案 取締役9名選任の件					
権藤 勇夫	3,611	20	0	(注)3	可決 99.45
中村 健一郎	3,611	20	0		可決 99.45
小嶺 啓藏	3,611	20	0		可決 99.45
伊佐 寿起	3,611	20	0		可決 99.45
徳安 正範	3,611	20	0		可決 99.45
迫田 孝	3,611	20	0		可決 99.45
野涯 卓也	3,611	20	0		可決 99.45
中村 和義	3,611	20	0		可決 99.45
吉岡 東	3,611	20	0		可決 99.45
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	3,607	24	0	(注)1	可決 99.34

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第60期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月30日 福岡財務支局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第61期第3四半期)	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	平成30年2月13日 福岡財務支局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月29日

株式会社ヤマウ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東 能利生指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 洪 田 博 之

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤマウの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマウ及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ヤマウの平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ヤマウが平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 6 月29日

株式会社ヤマウ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東 能 利 生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 洪 田 博 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤマウの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマウの平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月12日

株式会社ヤマウ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 操 司 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 洪 田 博 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤマウの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヤマウ及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。